

国民健康保険にご加入いただいているみなさまへ（0歳～74歳の方）

今お持ちの保険証は

有効期限までお使いいただけます



有効期限を確認してほしいんじゃ！



右上をご確認ください

有効期限までに以下のものをお送りします。※申請は不要です

マイナンバーカードを持っていて
保険証として登録している方

- ・マイナンバーカードを持っていない方
または
- ・マイナンバーカードを持っているが
保険証として登録していない方

資格情報のお知らせ（A4の紙）

※マイナ保険証が読み取りエラーの場合等に提示するものです。資格情報のお知らせのみでは受診できません。マイナンバーカードと併せてご利用ください。

資格確認書

（保険証の代わりとなるカード）



マイナンバーカードでの 病院受診について

- ・暗証番号もしくは顔認証が必要となる場合があります。
- ・暗証番号をお忘れの場合は
住民課で再設定できます。
窓口までお越しくください。

※国民健康保険税の滞納がある方について

通常の資格確認書（保険証代わりになるカード）が発行できない場合があります。また、マイナ保険証受診時も負担割合が通常と異なる場合があります。特別療養費の支給に係る事前通知書をお送りしますので、住民課までご相談ください。

お問い合わせ：住民課（82-1112）